

診療報酬適用のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省保険局医療課長通知（平成 18 年 7 月 31 日保医発第 0731002 号）により、診療報酬収載の通知がございましたのでご案内申し上げます。

今後とも宜しくお願い申し上げます。

敬 具

2006 年 8 月

◆新たに検査料算定可能となった項目（平成 18 年 8 月 1 日より適用）

検査項目名	実施料	区分	判断料	備考	注
βクロスラプス精密測定	170 点	「D008」 内分泌学的検査の 16	135 点 生化学Ⅱ	実施検討中	*

[注] * : βクロスラプス精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「16」の尿中 βクロスラプス精密測定に準じて算定できる。

: βクロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。

ただし、治療開始前においては 1 回、その後は 6 ヶ月以内に 1 回に限り算定できる。

なお、尿中 βクロスラプス精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

お問い合わせは最寄りの営業所または、
本社・研究所にお願いいたします。

SMS 株式会社 **昭和メディカルサイエンス**
本社・研究所：東京都町田市鶴間 5 4 1 番地 2
TEL 042 (795) 6000